

信州ベンチャー企業優先発注事業認定要綱

沿革	平成18年8月8日	制定
	平成18年11月1日	一部改正
	平成20年4月1日	一部改正
	平成22年11月4日	一部改正
	平成24年4月11日	一部改正
	平成25年10月10日	一部改正
	平成26年4月1日	一部改正
	平成28年2月1日	一部改正
	平成28年9月29日	一部改正
	令和元年11月5日	一部改正
	令和2年5月28日	一部改正
	令和2年11月17日	一部改正
	令和3年8月2日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内ベンチャー企業が生産しあつ販売又は貸付する新商品及び新役務を、県が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定により、随意契約で購入若しくは借入又は提供を受けることを可能とすることにより、県内ベンチャー企業の新商品及び新役務の販路開拓を支援し、県内ベンチャー企業の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「県内ベンチャー企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第5号、第6号、第7号及び第8号に規定する中小企業者で、県内に本店又は主たる事業所を有する者とする。

- 2 この要綱において「生産」とは、開発及び製造（製造委託を含む。）することをいう。
- 3 この要綱において「販売」とは、新商品を生産する企業が自ら行う販売のほか、新商品を生産する企業が自ら設立した、販売を目的とする企業が行う販売を含むものとする。
- 4 この要綱において「貸付」とは、新商品を生産する企業が自ら行う貸付のほか、新商品を生産する企業が自ら設立した、貸付を目的とする企業が行う貸付を含むものとする。
- 5 この要綱において「提供」とは、新商品を生産する企業が自ら新役務を提供することのほか、新商品を生産する企業が自ら設立した、提供を目的とする企業が行う提供を含

むものとする。

6 本事業の対象となる「新商品又は新役務」は、次の各号を満たす新商品又は新役務（ただし、工事を伴うもの、防災用以外の飲食料品、医薬品、農水産物、工事における工法又は技術を除く。）とする。

- (1) 県において購入、借入又は提供を受けることが見込まれるもの。
- (2) 次条に規定する「新事業分野開拓者認定に係る申請書」の提出時において販売、貸付又は提供が開始後原則3年以内のもの。

7 この要綱において「新事業分野開拓者」とは、地方自治法施行規則第12条の3第1項に規定する新たな事業分野の開拓を図る者をいう。

(申請)

第3条 新事業分野開拓者として認定を受けようとする者は、新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）その他必要な事項を記載した新事業分野開拓者認定に係る申請書（様式第1）を新商品ごと又は新役務ごとに提出して知事の認定を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の2の基準により認定を受けようとする者は、別に定める申請書を新商品ごと又は新役務ごとに提出して知事の認定を得なければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、新事業分野開拓者及びその役員等が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、新商品又は新役務の認定申請を行うことができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他契約に当たり、その相手方が前5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(認定基準)

第4条 前条に規定する新事業分野開拓者として認定する基準は、同条の規定により提出された実施計画が次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 新商品又は新役務が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

- (2) 新商品又は新役務が、事業化に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品又は新役務の生産、販売、貸付及び提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新たな事業分野の開拓を実施するために適切なものであること。
- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと。
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

第4条の2 前条の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態における住民生活の利便の増進に資すると認められる新商品又は新役務を販売又は貸付する新事業分野開拓者については、別に認定する基準を定める。

(認定)

- 第5条 知事は、提出された実施計画が前条各号に掲げる基準に適合するものであるか評価するため、有識者の意見を求める。
- 2 知事は、前条各号に掲げる基準に適合すると確認した実施計画を提出した者を新事業分野開拓者として認定する。
 - 3 知事は、前条各号に掲げる基準に適合しないと確認した実施計画書を提出した者を新事業分野開拓者として認定しないものとする。

(認定書の交付等)

- 第6条 知事は、前条第2項により認定したときは、新事業分野開拓者認定証（様式第2）を新事業分野開拓者に交付するものとする。
- 2 認定企業及び新商品又は新役務については、長野県のホームページに公表する。
 - 3 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年間とする。
 - 4 知事は、前条第3項により認定しないときは、新事業分野開拓者不認定通知書（様式第3）により通知するものとする。

(実施計画の変更)

- 第7条 新事業分野開拓者として認定された者が、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、新事業分野開拓者認定に係る変更申請書（様式第4）を提出し、知事の確認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により確認したときは、その旨を実施計画変更確認通知書（様式第5）により新事業分野開拓者に通知するものとする。
 - 3 第5条第1項の規定は、前項の規定により確認を行う場合に準用する。

(実施計画の中止)

第8条 新事業分野開拓者として認定された者は、実施計画にかかる事業を中止したときは、知事に対して新事業分野開拓者認定に係る中止報告書（様式第6）を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、新事業分野開拓者としての認定を取り消すことができる。

- (1) 新商品又は新役務の実施計画の内容に偽りがあったとき、又はその他の不正の行為により新事業分野開拓者として認定されたと認められるとき。
 - (2) 事業者が認定の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 正当な事由がなく第7条第1項の規定による変更の申請を行わなかったとき。
 - (4) 第7条第1項の規定により報告された変更後の実施計画が第4条各号に定める要件に適合しないものと認められるとき。
 - (5) 実施計画にかかる事業を実施していないと認められるとき。
 - (6) 前条の規定により新事業分野開拓者としての認定に係る実施計画の中止報告書が提出されたとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、新事業分野開拓者認定取消通知書（様式第7）により新事業分野開拓者に通知するものとする。
- 3 第1項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は新事業分野開拓者としての認定を取り消された者の負担とする。

(報告)

第10条 知事は、必要があるときは、新事業分野開拓者として認定された者に対し、実施計画の実施状況についての報告及び関係書類の提出を求めることができる。

(認定後の処理等)

第11条 新事業分野開拓者としての認定後の具体的な随意契約に関する手続きについては財務規則（昭和39年長野県規則第8号）等関係法令による。

(新商品又は新役務の評価)

第12条 産業労働部 経営・創業支援課長は、本要綱に基づき随意契約により新商品又は新役務を購入、借入又は提供を受けた県各部局に対して、新商品又は新役務の評価の報告を求めることができる。

- 2 前項により報告を求められた県各部局は、新商品又は新役務の評価を取りまとめ、産業労働部 経営・創業支援課長に報告しなければならない。

3 産業労働部 経営・創業支援課長は、前項により報告を受けた内容を、新事業分野開拓者として認定された者に通知するものとする。

(庶務)

第 13 条 信州ベンチャー企業優先発注事業に関する事務は、産業労働部 経営・創業支援課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 18 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 22 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 24 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 28 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和元年 11 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 2 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 3 年 8 月 2 日から施行する。